

令和6年7月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	22 トン	78 トン
		100 トン	22 トン	78 トン
3	クリーム	66 トン	4 トン	62 トン
		57 トン	4 トン	53 トン
4	粉乳類	22,479 トン	3,605 トン	18,874 トン
		19,067 トン	2,692 トン	16,375 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	98 トン	1,897 トン
		1,995 トン	98 トン	1,897 トン
6	加糖れん乳	30 トン	9 トン	21 トン
		30 トン	9 トン	21 トン
7	ヨーグルト	13 トン	4 トン	9 トン
		13 トン	4 トン	9 トン
8	バターミルク	18 トン	5 トン	13 トン
		18 トン	5 トン	13 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	9,570 トン	43,254 トン
		43,262 トン	7,193 トン	36,069 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	892 トン	10,826 トン
		5,441 トン	645 トン	4,796 トン
11	バター	15,620 トン	3,861 トン	11,759 トン
		12,218 トン	2,876 トン	9,342 トン
12	豆類	74,764 トン	15,585 トン	59,179 トン
		33,618 トン	7,395 トン	26,223 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	1,384,022 トン	4,048,010 トン
		5,028,802 トン	1,285,943 トン	3,742,859 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	298,249 トン	968,230 トン
		171,784 トン	56,879 トン	114,905 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	161,572 トン	846,408 トン
		1,007,980 トン	161,572 トン	846,408 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	243 トン	3,297 トン
		3,465 トン	166 トン	3,299 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	4,325 トン	5,210 トン
		8,521 トン	4,039 トン	4,482 トン
17	マニオカでん粉	156,823 トン	27,124 トン	129,699 トン
		156,113 トン	27,124 トン	128,989 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	3,312 トン	16,696 トン
		7,223 トン	3,312 トン	3,911 トン
19	その他のでん粉	1,601 トン	213 トン	1,388 トン
		1,458 トン	194 トン	1,264 トン
20	イヌリン	3,131 トン	382 トン	2,749 トン
		72 トン	26 トン	46 トン
21	落花生	32,326 トン	9,781 トン	22,545 トン
		18,405 トン	5,277 トン	13,128 トン
22	こんにゃく芋	189 トン	2 トン	187 トン
		189 トン	2 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	791 トン	8,417 トン
		2,555 トン	94 トン	2,461 トン
24	でん粉調製品	667 トン	470 トン	197 トン
		469 トン	260 トン	209 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	265 トン	4,500 トン
		1,789 トン	193 トン	1,596 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	1,588 トン	15,844 トン
		1,943 トン	39 トン	1,904 トン
28	繭	2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
		2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
29	生糸	242 トン	34 トン	208 トン
		242 トン	34 トン	208 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。